

平成20年度実績評価書要旨

担当部局名：
職業安定局首席職業指導官室(個別目標1, 2, 3)
職業安定局需給調整事業課(個別目標4, 5)

評価実施時期：平成20年8月

		政策体系上の位置付け
施策名	公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること (IV-1-1)	基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
施策の概要	<p>1 求職者のニーズに応じた求人確保、早期再就職に向けた個別支援の推進、求人者サービスの充実による就職促進 ○目的等 公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能の強化を図る。</p> <p>2 労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保 ○目的等 職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、職業の安定を図る。 また、労働力の需給の適正な調整を図るため、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備を図り、もって派遣労働者の雇用の安定等に資する。</p> <p>3 官民の連携による労働力需給調整機能の強化 ○目的等 求職者が、インターネットを利用して官民の参加機関（民間職業紹介事業者、民間求人情報提供事業者、公共職業安定所等）の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするシステムである「しごと情報ネット」を運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図る。</p>	
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 平成19年度の雇用情勢は、有効求人倍率(季節調整値)が平成19年12月には1倍台を割り込み、平成20年3月には0.95倍と下降傾向となっており、完全失業率(季節調整値)は平成19年4月の3.9%が平成20年3月には3.8%と同水準で推移するなど、平成20年3月時点においては、厳しさが残るものの改善しているところであるが、改善の動きが弱まっているところである。 この様な状況下、依然として能力、経験、年齢等のミスマッチが見られることから、改善傾向をより確かなものとするため、公共職業安定機関における需給調整機能を更に強化するとともに、官民の連携による労働力需給調整機能を強化し、ミスマッチの解消を図る必要がある。</p> <p>また、産業構造の変化や働き方の多様化等に対応するため、以下のとおり事業所数が増加傾向にある職業紹介事業、労働者派遣事業等の適正な運営を確保し、労働力需給の迅速、円滑かつ的確な結合が図られるようにする必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般労働者派遣事業 25,585事業所(平成20年3月現在) (対前年度比約18.9%増加) ・特定労働者派遣事業 44,481事業所(平成20年3月現在) (対前年度比約48.2%増加) ・有料職業紹介事業 15,453事業所(平成20年3月現在) (対前年度比約20.7%増加) ・無料職業紹介事業(※) 647事業所(平成20年3月現在) (対前年度比約2.1%減少) <p>(※) 学校等、特別の法人及び地方公共団体によるものを除く</p> <p>(有効性) (1) 有効求人倍率が下降傾向となっている中で、求人者・求職者それぞれのニーズを踏まえたきめ細かな就職支援を実施した結果、公共職業安定所の就職率及び雇用保険受給者の早期再就職割合について、それぞれ目標達成率96%・就職件数と99%と、おおむね目標に近い水準に達している。このことから、公共職業安定機関における需給調整機能が有効に機能しているものと評価できる。</p> <p>(2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、自主点検表の送付、集団指導、文書の送付による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、その事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督により職業安定法第5条の3の違反率の低下等の法令違反が是正され、労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した苦情等の処理件数が増加(平成19年度14,472(対前年度比10%増))するなど、労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保が有効に図られている。</p>	

(3) しごと情報ネットへの1日当たりのアクセス件数(平成19年度約94万件)及び求人情報件数(平成19年度約97万件)については、雇用情勢の改善等により実績の低減が見られるが、求人情報提供サイトとして引き続き高い水準を保っているところである。さらに、しごと情報ネットの参加機関数(平成20年3月31日現在9,900機関)が増加していることから、しごと情報ネットの運営により、求人情報等へのアクセスの円滑化が有効に図られている。

(効率性)

(1) 公共職業安定所数及び職員数が減少し、雇用情勢の改善の動きが弱くなっている中で、前述のとおり、公共職業安定所の就職率及び雇用保険受給者の早期再就職割合は、おおむね目標に近い水準に達しており、公共職業安定機関の需給調整機能は効率的に実施しているものと評価される。

(2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、計画的かつ効果的に実施するために、重点対象を選定するとともに、自主点検表の送付、集団指導、文書の送付による指導、事業所訪問による指導監督等多様な手法を活用し、効率的な実施が図られている。また、労働者派遣事業アドバイザーを設置し、労働者からの苦情の処理についての事業所からの相談等を一元的に受け付けており、労働者派遣事業の適正な運営の確保が効率的に図られている。

(3) しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者が、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであり、求人情報等へのアクセスの円滑化を効率的に進めるものである。

(総合的な評価)

(1) 雇用情勢の改善の動きが弱くなっている状況にあって、公共職業安定機関の需給調整機能の強化はますます必要となっているところ、前述のとおり、その有効性や効率性は、ともに十分に評価できるものである。

(2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、自主点検表の送付、集団指導、文書の送付等による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、その事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督による法違反等の是正の結果、平成19年度において、職業安定法第5条の3の違反率及び第32条の15の違反率が減少するなど、これらの事業の適正な運営の確保が図られている。また、指導監督を計画的かつ効果的に実施するため、重点対象を選定するとともに自主点検表の送付、集団指導、文書の送付による指導、事業所訪問による指導監督等多様な手法を活用し取り組んだところである。また、労働者派遣事業に係るトラブルや苦情についての派遣元、派遣先事業所の相談先として、より身近で相談しやすい労働者派遣事業に係る具体的なノウハウを持った団体に委託し、労働者派遣事業アドバイザーを設置し、労働者からの苦情の処理についての事業所からの相談等を一元的に受け付けているところであるが、平成19年度において、当該労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した苦情等の処理件数は14,472件(対前年度比10%増)となっており、労働者派遣事業の円滑な運営が図られているところである。

(3) しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者が、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであるが、しごと情報ネットを通じて利用者が求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合(予定も含む)については、「平成19年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」によると35%を上回っており、利用者の求職活動のツールとしても一定の効果を上げている。

(評価結果の分類)

i	施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
ii	施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
iii	機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
(理由)	施策目標の達成に向け着実に進展しているところであり、事業の実施状況等を考慮しつつ一部予算規模を縮小する事業や廃止する事業もあるが、全体としては早急な対策が求められる分野について予算の新規要求をする等、より一層施策を充実させるための措置を講じる。

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	公共職業安定所の求職者の就職率(%) (33%以上/平成19年度)	28.8 【-%】	30.7 【102%】	31.6 【99%】	32.4 【101%】	31.8 【96%】
2	雇用保険受給資格者の早期再就職割合(%) (30%以上/平成19年度)	- 【-%】	13.6 【113%】	14.0 【93%】	15.1 【90%】	29.6 【99%】
3	職業安定法第5条の3(労働条件等の明示)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成19年度)	- 【-%】	- 【-%】	9.3 【-%】	8.9 【40%】	8.3 【60%】
4	職業安定法第32条の15(帳簿の備付け)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成19年度)	- 【-%】	- 【-%】	10.7 【-%】	10.3 【40%】	9.1 【120%】
5	労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した苦情等の処理件数(件) (前年度以上/平成19年度)	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	13,203 【-%】	14,472 【110%】
6	しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合(%) (35%以上/平成19年度)	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	35.7 【102%】	38.6 【110%】
(調査名・資料出所、備考)						
①指標1、2 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・公共職業安定所の求職者の就職率は、公共職業安定所に求職申込みをした求職者に対する就職者の比率をいい、求職者のうち公共職業安定所から紹介あっせんを受け、求人者との間に雇用関係が成立したものの割合である。 ・雇用保険受給者の早期再就職割合については、雇用保険被保険者資格の受給資格決定件数に対する給付日数を3分の2以上残して就職し、かつ再就職手当を受給した者の割合であり、平成16年度から集計を開始している。なお、平成19年度からは、公共職業安定所における職業相談・職業紹介の取組の成果をより正確に反映させること等のため、再就職手当の有無にかかわらず、受給資格決定件数に対して給付日数の3分の2以上を残して就職した者の割合として集計している。						
②指標3～5 資料出所：職業安定局調べによる。						
③指標6 資料出所：「平成19年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」(財団法人雇用情報センター調べ。)による。 備考： ・インターネットによるモニターリサーチ調査。 ・アンケート調査回答時点で応募などの具体的行動を起こす予定としている者を含む。						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
		(実績評価書の「6. 特記事項」欄の「②各種政府決定との関係及び遵守状況」欄の記述を転記)	